

京都市訓令甲第 40 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の特例退職等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第6条中「所轄局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)